

上越市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

上越市長 中川 幹太

#### 上越市規則第41号

##### 上越市財務規則の一部を改正する規則

上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第31条第4項第3号中「130万円」を「200万円」に改める。

第88条第2項中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第173条第3項ただし書中「130万円」を「200万円」に改める。

別表第4を次のように改める。

##### 別表第4（第135条関係）

1 工事又は製造の請負	2,000,000円
2 財産の買入れ	1,500,000円
3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

別記第35条第1項、第38条第1項及び別表中「130万円」を「200万円」に改める。

##### 附 則

###### （施行期日）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

###### （適用区分）

2 改正後の上越市財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に第31条第1項に規定する手続を行うものについて適用し、同日前に同項に規定する手続を行ったものについては、なお従前の例による。